

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2026年4月1日ラップ専用・  
米国ハイ・イールド債券アクティブ

追加型投信／海外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                                 |      |        |               |       |
|---------|--------|-------------------|--------------------------------------|------|--------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                               | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 社債<br>低格付債)) | 年1回  | 北米     | ファミリー<br>ファンド | なし    |

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)  
でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年2月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：79兆0217億円（2026年1月30日現在）

この目論見書により行なうラップ専用・米国ハイ・イールド債券アクティブの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月30日に関東財務局長に提出しており、2025年10月1日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

## ■ ファンドの特色

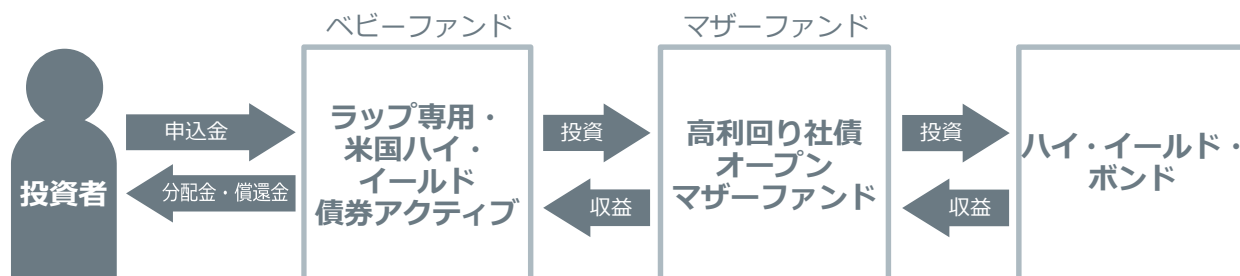
### 主要投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「高利回り社債オープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

- 米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
  - ◆ 投資するハイ・イールド・ボンドは主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。
  - ◆ 米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。
- 投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。
  - ◆ ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。
  - ◆ ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
  - ◆ 同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、マザーファンドの純資産総額の10%以内とします。
  - ◆ 投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則としてマザーファンドの純資産総額の25%以内とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク（NCRAM社）に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

|        |                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託する範囲 | 海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用                                                                          |
| 委託先名称  | NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.<br>（ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク） |
| 委託先所在地 | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市                                                                            |

## 主な投資制限

|             |                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。                                                                |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。                                                                  |

## 分配の方針

原則、毎年7月5日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|           |                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券価格変動リスク | 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。 |
| 為替変動リスク   | ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。                                                                                                                               |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



# 投資リスク

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ※流動性リスク管理について

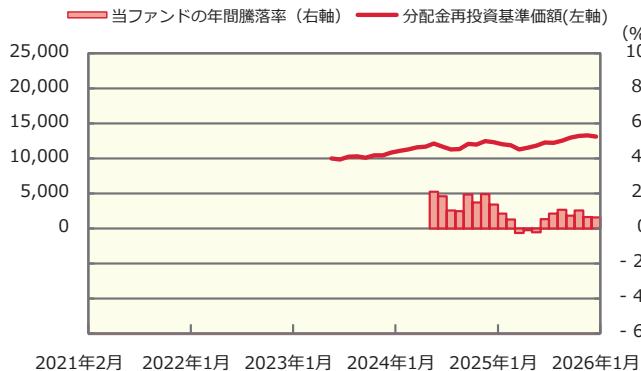
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



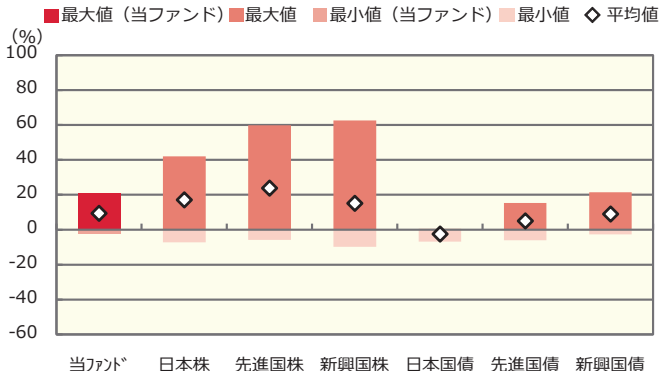
# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較 (2021年2月末～2026年1月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド* | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 20.9   | 42.1  | 59.8  | 62.7  | 0.6   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 2.6  | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 6.9 | △ 6.1 | △ 2.7 |
| 平均値 (%) | 9.5    | 17.1  | 23.9  | 15.2  | △ 2.5 | 5.1   | 9.1   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
\* 年間騰落率は、2024年6月から2026年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2021年2月から2026年1月の5年間 (当ファンドは2024年6月から2026年1月) の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

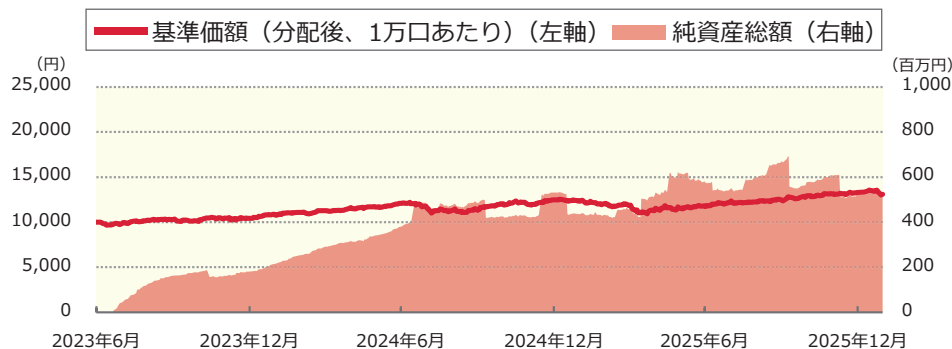
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
  - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# 運用実績 (2026年1月30日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

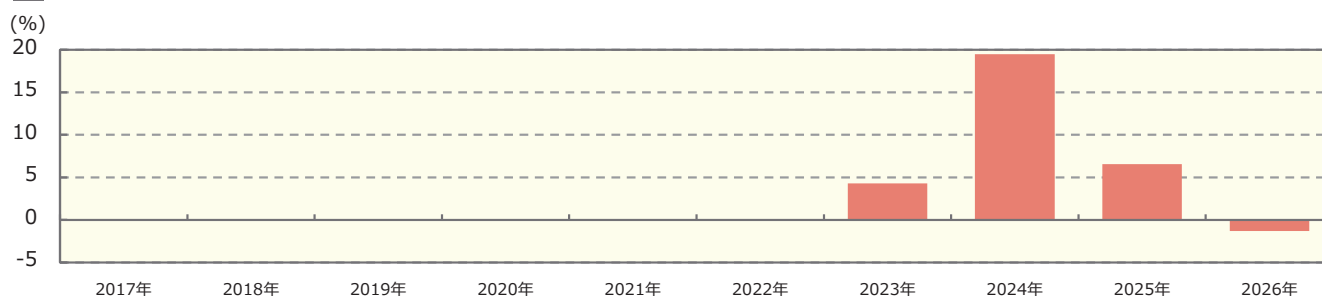
|         |     |
|---------|-----|
| 2025年7月 | 5 円 |
| 2024年7月 | 0 円 |
| --      | --  |
| --      | --  |
| --      | --  |
| 設定来累計   | 5 円 |

## ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄                       | 種類  | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------|-----|----------|
| 1  | 1261229 BC LTD           | 社債券 | 0.7      |
| 2  | CCO HLDGS LLC/CAP CORP   | 社債券 | 0.6      |
| 3  | BUILDERS FIRSTSOURCE INC | 社債券 | 0.5      |
| 4  | TRANSDIGM INC            | 社債券 | 0.5      |
| 5  | UNITI GROUP/CSL CAPITAL  | 社債券 | 0.4      |
| 6  | MPT OPER PARTNERSP/FINL  | 社債券 | 0.4      |
| 7  | CELANESE US HOLDINGS LLC | 社債券 | 0.4      |
| 8  | CCO HLDGS LLC/CAP CORP   | 社債券 | 0.4      |
| 9  | PICARD MIDCO INC         | 社債券 | 0.4      |
| 10 | COINBASE GLOBAL INC      | 社債券 | 0.4      |

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2023年は設定日（2023年6月30日）から年末までの収益率。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|                   |                                                |
|-------------------|------------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）                         |
| 購 入 価 額           | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>（ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。） |
| 購 入 代 金           | 販売会社の定める期日までにお支払いください。                         |
| 購 入 の 申 込 者 の 制 限 | 販売会社に投資一任口座を開設した投資者等に限るものとします。                 |

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 換 金 単 位 | 1口単位または1円単位                              |
| 換 金 価 額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額                          |
| 換 金 代 金 | 原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 |

|                                   |                                                                                                |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 締 切 時 間                       | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。<br>（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）         |
| 購 入 の 申 込 期 間                     | 2025年10月1日から2026年9月28日まで<br>* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                          |
| 換 金 制 限                           | 1日1件5億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。                                                     |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することがあります。 |

|               |                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信 託 期 間       | 無期限（2023年6月30日設定）                                                                                      |
| 繰 上 償 還       | 受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。                                                                      |
| 決 算 日         | 原則、毎年7月5日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                 |
| 収 益 分 配       | 年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）                                                                               |
| 信 託 金 の 限 度 額 | 5000億円                                                                                                 |
| 公 告           | 原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。               |
| 運 用 報 告 書     | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。                                                             |
| 課 税 関 係       | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除の適用はありません。<br>* 上記は2026年1月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



#



## 手続・手数料等

### (参考情報) ファンドの総経費率

(単位：％)

|      | 総経費率（①＋②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|------|-----------|------------|-----------|
| ファンド | 1.12      | 1.07       | 0.05      |

(2024年7月6日～2025年7月7日)

- \* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- \* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

